

(31) 公益財団法人鳥取県暴力追放センター 給与等状況報告書

1 職員給与の状況 (令和4年度)

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
3 人	6,930 千円	584 千円	2,405 千円	9,919 千円

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (令和5年4月1日現在)

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
195,500 円	211,716 円	60 歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。  
 2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当(期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当)とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	初 任 給	備 考
一般職	大学卒	理事長が定める「初任給基準表」によるものとし、年齢、採用前の経験年数、他の職員との均衡等を考慮して理事長が定める。
	高校卒	

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	経験年数	5年	10年	20年	30年	備考
	一般職	大学卒	- 円	- 円	- 円	- 円
高校卒		- 円	- 円	- 円	- 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	内 訳												
期末手当 勤勉手当 （県の規定に 準ずる）	[支給割合] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">期末手当</th> <th style="text-align: center;">勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6月期</td> <td style="text-align: center;">1.20 月分</td> <td style="text-align: center;">0.85 月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12月期</td> <td style="text-align: center;">1.20 月分</td> <td style="text-align: center;">0.85 月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">2.40 月分</td> <td style="text-align: center;">1.70 月分</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	期末手当	勤勉手当	6月期	1.20 月分	0.85 月分	12月期	1.20 月分	0.85 月分	計	2.40 月分	1.70 月分
	区 分	期末手当	勤勉手当										
	6月期	1.20 月分	0.85 月分										
	12月期	1.20 月分	0.85 月分										
計	2.40 月分	1.70 月分											
職制上の段階、職務の 級等による加算措置 無													
[令和4年度実績] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支給総額</th> <th style="text-align: center;">支給職員数</th> <th style="text-align: center;">1人当たり平均支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">2,405,433 円</td> <td style="text-align: center;">3 人</td> <td style="text-align: center;">801,811 円</td> </tr> </tbody> </table>	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額	2,405,433 円	3 人	801,811 円							
支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額											
2,405,433 円	3 人	801,811 円											
退職手当	[支給率] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">退 職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">勤続 20 年</td> <td style="text-align: center;">21.00 月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">勤続 25 年</td> <td style="text-align: center;">25.80 月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">勤続 35 年</td> <td style="text-align: center;">25.80 月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">勤続 40 年</td> <td style="text-align: center;">25.80 月分</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	退 職	勤続 20 年	21.00 月分	勤続 25 年	25.80 月分	勤続 35 年	25.80 月分	勤続 40 年	25.80 月分		
	区 分	退 職											
	勤続 20 年	21.00 月分											
	勤続 25 年	25.80 月分											
	勤続 35 年	25.80 月分											
勤続 40 年	25.80 月分												
（その他の加算措置） 定年前早期退職特例措置 無													
[令和4年度実績] 支給実績なし													
時間外勤務手当	[令和4年度実績] 支給実績なし												

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
管理職手当	—	制度なし	
扶養手当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者、子以外の扶養親族	6,500 円
		イ 子	10,000 円
		15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき 5,000 円を加算
		〔令和4年度実績〕 1人当たり平均支給月額 6,500 円	
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給
		イ 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額
		〔令和4年度実績〕 支給実績なし	

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000 円>
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,600 円から 50,100 円の範囲内で支給
		ウ 特別急行列車等利用	制度なし
		エ 駐車料金を負担している場合	①駐車場代の加算 通勤のため4輪の自動車を使用し、駐車場として公署の敷地を利用する場合には、当該利用に係る1月当たりの職員負担額が5,000円を超えることとなると任命権者が認める公署に勤務する職員に支給 《指定公署》 鳥取商工会議所 (鳥取市本町三丁目201番地) (1月当たり1,000円を上限とする。) ②パークアイランド 制度なし
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	制度なし
	[令和4年度実績]		
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
427,800 円	3 人	11,883 円	

6 役員の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）  
制度なし

7 給与制度の変更

(1) 変更内容

区 分	変 更 後 (円)	変 更 前 (円)	変 更 理 由
勤勉手当	6月 0.850月	6月 0.775月	県の制度に準じた改正
	12月 0.850月	12月 0.925月	
扶養手当	子 10,000円	子 9,200円	県の制度に準じた改定

(2) 適用日

令和4年4月1日（扶養手当）

令和5年4月1日（勤勉手当）